

2007年(平成19年)12月2日 日曜日 社 会 (24)

在宅療養支援診療所

二十四時間態勢で往診するなど、在宅患者を支える「在宅療養支援診療所」を届け出た県内の医療機関のほか、同制度に基づく診療報酬を請求していない医療機関が約四割に上ることが、県国民健康保険団体連合会の調査で分かった。

診療報酬の未請求

同制度は高齢者の在宅医療を自宅でのみとりも含めて支援する中核施設として昨年四月に創設された。住み慣れた自宅で最期を迎えると考える人は増加傾向にあるが、二十四時間態勢の往診は医師の負担も重く、制度がまだ十分に機能していないことが裏付けられた形だ。

調査は制度の活用状況を把握するため、今年六一八月の三カ月の診療報酬明細書(レセプト)を基

二十四時間態勢で往診や訪問看護のサービスを提供する。△医師や看護師の名前や連絡先を患者と家族に文書で知らせておく△容体が急変した際の緊急入院先を確保する▽年一回在宅みどり数を報告する△など厳しい条件がある。しかし診療報酬は手厚くなつており緊急加算が六千五百円(一般診療所三千二百五十五円)、夜間加算は一万三千円(同六千五百円)、深夜加算は二万三千円(同一万三千円)。患者が亡くなる前二十四時間以内に訪問しみとつた場合、十万円(同一万三千円)が算定される。

県国民健康保険 団体連合会調査 制度十分機能せず

に実施、調査結果によると、一度も請求しなかつた医療機関数は六月が48・8%（三百八十一機関）中百三十七機関）、七月は40・3%（二百八十三機関中百十四機関）、八月は41・1%（三百八十七機関中百十八機関）で、いずれも40%を超えた。

地域別（三ヶ月平均）で未請求機関の割合が高かつたのは諫早市（62・5%）や島原市（61・9%）。一人の患者に対し複数の医師が往診などで連携する長崎ドクターネットが機能している長崎市では、34・4%にとどまった。

同ネット事務局長の白髪豊医師は「せつかく届け出をしながら活用されていないので残念だ。二人の医師で二十四時間態勢の在宅医療を請け負うのは荷が重い。主治医が緊急の際は代わりに往診するなど、医療連携にも用しやすくなると思う」と指摘する。